

第4章 建築物・工作物等の行為の制限に関する事項

1 届出対象行為

(1) 届出対象行為

良好な景観の形成に大きな影響を及ぼすと考えられる次の行為について、景観法第16条第1項及び第2項に基づく届出の対象とし、これらの行為にあつては、次項の景観形成基準に適合する必要があります。

ただし、地区別景観づくり計画において、別途「行為の制限に関する事項」が定められている場合には、同計画によるものとします。

■ 届出対象行為

建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
次のいずれかに該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・建築面積が1,000 m ² を超えるもの	
工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
工作物の種類（その他これに類するものを含む）	規模
① 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱	高さが30mを超えるもの
② 煙突（支枠及び支線がある場合においては，これらを含む） アンテナ，鉄筋コンクリート造の柱，鉄柱，木柱（①に掲げるものを除く） 装飾塔，記念塔 高架水槽，サイロ，物見塔 ウォーターシュート，コースター，メリーゴーランド，観覧車	高さが10mを超えるもの
③ 擁壁，さく，塀	高さが5mを超え，かつ，長さが10mを超えるもの
④ アスファルトプラント，コンクリートプラント，クラッシャープラント 自動車車庫の用途に供するもの 汚物処理場，ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	次のいずれかに該当するもの ・高さが10mを超えるもの ・築造面積が1,000 m ² を超えるもの
⑤ 高架鉄道，高架道路	高さが5mを超えるもの
⑥ 橋りょう，歩道橋	次のいずれかに該当するもの ・幅員が10mを超えるもの ・長さが20mを超えるもの
⑦ ①から⑥に掲げる工作物のうち，建築物又は①から⑥に掲げる他の工作物（右欄において「建築物等」という。）と一体となって設置されるもの	建築物等の上端から当該工作物の上端までの高さが5mを超え，かつ，地盤面から当該工作物の上端までの高さが10m（①に掲げるものにあつては30m）を超えるもの

■ 届出対象行為（続き）

土地の開墾，土石の採取，鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積 1,000 m ² を超えるもの ・行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが 5 m を超え，かつ，その長さが 10 m を超えるもの
屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積
次のいずれかに該当するもの ・行為に係る土地の面積 1,000 m ² を超えるもの ・高さが 5 m を超えるもの

【届出の対象から除外する行為】

景観法第 16 条第 7 項の規定により，届出の対象から除外する行為は以下のとおりです。

- ア 景観法第 16 条第 7 項各号に規定する行為
- イ 景観法第 16 条第 7 項第 11 号に基づき鈴鹿市景観づくり条例で規定する，以下の行為

（鈴鹿市景観づくり条例の規定により，届出の対象から除外する行為）

- 1 軽微な行為等
 - ・ 仮設の建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・ 建築物の増築又は改築で，行為に係る床面積が 10 m² 以下のもの
 - ・ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で，行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 1/2 以下のもの
 - ・ 工作物の増築又は改築で，行為に係る築造面積が 10 m² 以下のもの
 - ・ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で，行為に係る面積が一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の 1/2 以下のもの
 - ・ 駐車場及び資材置場の用に供する目的で行う土地の形質の変更
 - ・ 屋外における土石，廃棄物，再生資源その他の物件の堆積で，その期間が 90 日を超えて継続しないもの
 - ・ 市長が，良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為
- 2 法令（条例を含む。）の規定に基づき，許可若しくは認可を受け，若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち，景観づくりのための措置が講じられているもの
 - ・ 森林法第 10 条の 2，第 34 条第 2 項
 - ・ 自然公園法第 9 条各項，第 10 条各項，第 13 条第 3 項，第 14 条第 3 項，第 24 条第 3 項，第 56 条第 1 項
 - ・ 砂利採取法第 16 条の認可を受け，河川法第 25 条又は農地法第 4 条若しくは第 5 条の許可（一時的な利用に限る。）
 - ・ 三重県立自然公園条例第 9 条第 1～3 項，第 16 条第 4 項
- 3 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為

(2) 特定届出対象行為

景観法第 17 条第 1 項の規定により条例で定める、変更命令を行うことのできる特定届出対象行為は以下のとおりです。

- ① 建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ② 工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

(3) 届出対象行為に当たらない行為

一般の住宅や小規模な店舗等の届出対象行為に当たらない建築物の建築等の行為について，鈴鹿らしい良好な景観への誘導を図るため，次項の景観形成基準を参考にして進めていくことが望まれます。

2 景観形成基準

前項で定めた届出対象行為については、第3章の景観類型別の方針を踏まえ、周辺の景観を阻害することのないよう、該当する景観類型（市の特性による面的区分、市の個性を彩る景観軸・拠点）の全ての景観形成基準に適合する必要があります。

ただし、地区別景観づくり計画において、別途「行為の制限に関する事項」が定められている場合には、同計画によるものとします。

なお、地域の良い景観の形成に寄与するなど、本計画の実現に資すると認められる行為については、景観審議会の意見を聴取したうえで、この基準によらないことができます。

(1) 基本的事項

景観形成基準 [基本的事項]	
a)	景観類型別の方針に従い、地域特性を尊重して良好な景観の保全・創出に努めること。
b)	地域の自然や歴史・文化などが織りなす景観特性を十分に把握し、地域の景観との調和に配慮すること。
c)	行為を行う場所は、主要な視点場からの眺望を妨げないなど、できる限り地域の景観を阻害しない場所を選択すること。
d)	一体の敷地内に複数の建築物や工作物などを設ける場合には、全体としてまとまりのあるデザインとすること。
e)	行為を行う場所が複数の種類の景観に影響を及ぼす場合には、それぞれの類型の方針に配慮すること。

(2) 個別事項

1) 建築物・工作物

建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に対する景観形成基準（遵守事項・協議事項）は、次のとおりです。

遵守事項 (定量的基準)	良好な景観形成に大きな影響を及ぼさないよう、景観形成上遵守すべき基準
協議事項 (定性的基準)	質の高い景観を形成するよう、景観形成上協議調整すべき事項

<遵守事項>

遵守事項については、市全域の共通事項として定めると次表のとおりです。

遵守事項							
ウ 色 彩	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、以下に示す範囲内とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の色彩又は建築物等の一壁面の面積（これにより難しい場合は見付面積）の10%程度でアクセント色として用いる色彩についてはこの限りでない。</p> <p>■外壁に使用可能な色彩の範囲（マンセル値）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>使用可能な彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R, YR, Yの場合</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	使用可能な彩度	R, YR, Yの場合	6以下	その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下
使用する色相	使用可能な彩度						
R, YR, Yの場合	6以下						
その他（GY, G, BG, B, PB, P, RP）の場合	2以下						
オ 緑 化	<p>建築物の新築については、敷地面積の5%以上の植栽、花壇等を配置する。</p>						

<協議事項>

協議事項については、景観類型ごとに定めると下表のとおりです。

なお、景観類型の境界付近については、両方の協議事項が適用されます。

■市の特性による面的区分

①鈴鹿山脈及び山麓

	協議事項
ア 配置・規模	建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。
	建築物は、後背の山なみ・稜線への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。
イ 形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑、集落、後背の山なみと調和した屋根形状とする。
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。

	<p>建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。</p> <p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲									
Rの場合	5～8程度	2程度以下									
YR～2.5Yの場合		3程度以下									
その他の場合		2程度以下									
	<p>大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。</p>										
	<p>中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。</p>										
	<p>大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。</p>										
	<p>長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。</p>										
工 素 材	<p>建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。</p>										
	<p>建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。</p>										
	<p>建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。</p>										
オ 緑 化	<p>道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。</p>										
	<p>敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。</p>										
	<p>大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。</p>										
	<p>大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。</p>										
	<p>大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。</p>										
	<p>敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。</p> <p>保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮す</p>										

	る。
カ そ の 他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。

②丘陵地

協議事項											
ア 配置・規模	建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。										
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。										
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。										
	建築物は、後背の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。										
イ 形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、周囲の緑や茶畑・サツキ畑に融和した屋根形状とする。										
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。										
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。										
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。										
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。										
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。										
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲								
	Rの場合	5～8程度	2程度以下								
YR～2.5Yの場合	3程度以下										
その他の場合	2程度以下										
大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。											
中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。											

	大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。
	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
エ 素 材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
オ 緑 化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
カ そ の 他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむ

	<p>を得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>
--	---

③平野部水田地

協議事項											
ア 配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線，優良な農地や里山の樹林地への眺望を阻害しないように，周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。										
	大規模な施設では，壁面後退など配置を工夫するなど，圧迫感を軽減させ，周辺のまちなみとの調和を図る。										
	建築物は，周辺の景観と調和を図るため，建築物の分節化による規模の緩和を図る。										
	建築物は，鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線，優良な農地や里山の樹林地への眺望を阻害しないように，建築物の分棟化や高さに変化をつける。										
イ 形態・外観	建築物は，後背の水田や里山を意識した勾配屋根を採用するなど，田園景観と調和した屋根形状とする。										
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど，地形と調和した景観を形成する。										
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には，屋外階段は，建築物と一体化したり，ルーバーで覆うなど，全体的に統一感のあるデザインにする。										
	建築設備は，建築物と一体化したり，囲いを設けたり，植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり，道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど，整然としたまちなみを形成する。										
	屋根や屋上の建築設備，広告物は，建築物と一体的なデザインとするなど，統一感を持ったスカイラインを形成する。										
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は，周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど，周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は，山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど，周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は，周辺景観の特性に応じて，色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。										
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲								
	Rの場合	5～8程度	2程度以下								
YR～2.5Yの場合	3程度以下										
その他の場合	2程度以下										
大規模な建築物は，明度5を下回るような色彩の使用を控え，周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。											
中高層建築物において，明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は，低層部での使用や，使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど，色づかいに配慮する。											

	大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。
	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
エ 素 材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
オ 緑 化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
カ そ の 他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむ

	<p>を得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>
--	---

④里山水田地

協議事項											
ア 配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。										
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。										
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。										
	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。										
イ 形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、水田、集落、後背の里山と調和した屋根形状とする。										
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。										
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。										
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。										
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。										
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。										
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。										
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲								
	Rの場合	5～8程度	2程度以下								
YR～2.5Yの場合	3程度以下										
その他の場合	2程度以下										
大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。											
中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。											

	大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。
	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
エ 素 材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
オ 緑 化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
カ そ の 他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむ

	<p>を得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>
--	---

⑤住宅地

	協議事項		
ア 配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。		
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。		
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。		
	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。		
イ 形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。		
	建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。		
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。		
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。		
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。		
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。		
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。		
	■推奨色		
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲
	R～2.5Yの場合	5～9程度	4程度以下
	2.6Y～10Yの場合		2程度以下
B～PBの場合	2程度以下		
その他の場合	1程度以下		
中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。			
大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。			

	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
エ 素材	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
オ 緑化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
カ その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出

<p>しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。</p>

⑥商業地

	協議事項
ア 配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。
	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。
イ 形態・外観	建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。
	中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。
	大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。
	長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るなど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
	建築物の低層部には、アクセントカラーなどを積極的に用いるなど、まちなみに彩りを加えることで、賑わいを演出する。
エ 素材	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。

オ 緑化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
カ その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。

⑦工業地

協議事項													
ア 配置・規模	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。												
	大規模な施設では、壁面後退など配置を工夫するなど、圧迫感を軽減させ、周辺のまちなみとの調和を図る。												
	建築物は、周辺の景観と調和を図るため、建築物の分節化による規模の緩和を図る。												
	建築物は、鈴鹿山脈・山麓の山なみ・稜線や里山の樹林地への眺望を阻害しないように、建築物の分棟化や高さに変化をつける。												
イ 形態・外観	建築物の配置を工夫し、オープンスペースを確保することで、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりと賑わいのある空間演出に配慮する。												
	道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合には、屋外階段は、建築物と一体化したり、ルーバーで覆うなど、全体的に統一感のあるデザインにする。												
	建築設備は、建築物と一体化したり、囲いを設けたり、植栽やルーバーで覆いできる限り目立たない工夫をしたり、道路その他の公共の場所から望見できない位置に配置するなど、整然としたまちなみを形成する。												
	屋根や屋上の建築設備、広告物は、建築物と一体的なデザインとするなど、統一感を持ったスカイラインを形成する。												
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺の建築物などと類似した色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。												
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。												
	■推奨色												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="4">6～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>B～PBの場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	6～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	B～PBの場合	2程度以下	その他の場合	1程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲										
	Rの場合	6～9程度	2程度以下										
	YR～2.5Yの場合		3程度以下										
B～PBの場合	2程度以下												
その他の場合	1程度以下												
中高層建築物において、明度の低い色（こげ茶色など）を使用する場合は、低層部での使用や、使用面積を少なくしアクセントとして使用するなど、色づかいに配慮する。													
大規模な工場等は、単調な配色や極端に明度の高い色彩の使用を避けるなど、周辺との調和に配慮する。													
長大な壁面を持つ建築物は、色彩の分節やアクセントカラーの効果的な使用を図るな													

	ど、威圧感の少ない親しみやすい色彩景観を形成する。
エ 素材	建築物の素材は、耐久性が高く時間とともに趣が出る素材を使用する。
	建築物の素材は、劣化や汚れの防止のためできる限りメンテナンスが容易なものを使用する。
オ 緑化	道路など公共の場所に面するなど、周囲からよく見える部分を中心に、緑化を進めるなど、潤いのある沿道景観を形成する。
	敷地内には、生育環境に合った樹木の植栽等を高木、中木、低木をバランスよく配置するなど、潤いのある景観を形成する。
	大規模な施設では、前面に植栽スペースを設けた緑化や壁面緑化などを行うなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
	大規模商業施設では、敷地外周部にシンボルとなる高木を配置するなど、周辺の景観への影響の緩和や買い物客や周辺住民などの憩いの場として親しまれる景観を形成する。
	大規模工業施設では、敷地外周部（緩衝緑地帯）に、高木、中木、低木をバランスよく配置するとともに、法面がある場合は、低木や芝による緑化を図るなど、開放的で明るさが感じられる景観を形成する。
	敷地内にある樹姿又は樹勢の優れた樹木を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	保存した樹姿又は樹勢の優れた樹木が道路などの公共の場所から見えるよう配慮する。
カ その他	駐車場の出入口は、沿道景観を阻害しないよう、できる限り限定するとともに、人通りの多い通り沿いの出入口はできる限り設置しない。
	駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門、塀や生垣を設けるなど、周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。
	立体駐車場を道路その他の公共の場所から望見できる位置に配置する場合は、接道部（車の出入口を除く）や敷地境界沿いを、防犯上支障のない範囲で、ルーバー等の設置、樹木や生垣等の植栽などにより修景を行う。
	夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱するのを防ぐために、照明の配置や向き、光量、光の色などに配慮するとともに、間接照明を使用するなど、周辺環境に配慮する。
	景観特性に応じた照明方法により、趣の演出や賑わいの創出などを工夫する。
	増築などを行う際に、既存建築物の形態・外観、色彩、素材などの修景を行う。やむを得ない場合は、周辺と調和していない既存建築物の前面を緑化するなど、直接露出しないように修景する。ただし、既存建築物が道路その他の公共の場所から容易に望

見られることのないものである場合は、この限りでない。

■市の個性を彩る景観軸

①河川

	協議事項													
ア 配置・規模	建築物は、対岸からの眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。													
	対岸からの眺望景観に配慮し、建築物を分棟化するなど、開放感と広がりのある景観を形成する。													
	建築物・工作物は、河川敷からできる限り離して配置するなど、のびやかな景観を形成する。													
イ 形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、河川の自然的環境と調和した屋根形状とする。													
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。													
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。													
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。													
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="2">5～8程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>			使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合		2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲											
Rの場合	5～8程度	2程度以下												
YR～2.5Yの場合		3程度以下												
その他の場合		2程度以下												
大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。														
エ 素材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。													

②海岸

	協議事項												
ア 配置・規模	建築物は、海への眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。												
	長大な外壁面は避け、建築物を分棟化して海への眺望視線を確保するなど、明るく開放感と広がりのある景観を形成する。												
	大きく成長した松林や松並木の周辺に立地する建築物・工作物は、松林等から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、松林等が映えるような景観を形成する。												
イ 形態・外観	建築物は、勾配屋根を採用するなど、海岸の自然的環境と調和した屋根形状とする。												
	現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。												
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。												
	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。												
	■推奨色 <table border="1" data-bbox="279 1120 1161 1344"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="3">5～9程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td>2程度以下</td> </tr> </tbody> </table>			使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～9程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合	2程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲										
Rの場合	5～9程度	2程度以下											
YR～2.5Yの場合		3程度以下											
その他の場合		2程度以下											
大規模な建築物は、海、砂浜などの自然の色との類似調和を基本とし、これらの自然的景観を阻害しないよう、色彩を控えめにするように配慮する。													
エ 素材	建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。												
オ 緑化	敷地内に松林等がある場合は、その適切な維持管理を図るなど、美しい風致景観を維持する。												

③幹線道路

	協議事項
ア 配 置 ・ 規 模	田園景観が広がりのある地域において、建築物の壁面を後退させるなど、ゆとりがあり街路の広がりを感じられる景観を形成する。
	高架道路は、周辺に威圧感や圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺の環境と調和するよう配慮する。
	携帯電話基地局の設置場所は、幹線道路沿いを避けて配置する。

■市の個性を彩る景観拠点

②駅前商業地

	協議事項
イ 形態・ 外観	建築物は、建築物の相互の協調により、地域の特色を活かした玄関口にふさわしいまちなみ景観を形成する。
	低層部は、商業施設で構成するとともに、明るく開放的なデザインとするなど、にぎわいが感じられる景観を形成する。
	ショーウィンドウの設置や照明による演出などにより、賑わいのある魅力的な街路景観を形成する。

④歴史的・文化的景観資源

	協議事項											
ア 配置・ 規模	建築物・工作物は、高さを抑えるとともに、歴史的・文化的景観資源から一定距離を離し、見え方に配慮した形態にするなど、歴史的・文化的景観資源が映えるような景観を形成する。											
	建築物の低層部や塀をまちなみに揃えるなど、歴史的な空間にふさわしい沿道景観を形成する。											
イ 形態・ 外観	建築物に軒、庇、格子、瓦などの周辺と調和したデザインを取り入れて歴史的まちなみの連続性を確保する。											
ウ 色彩	建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。											
	<p>■推奨色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用する色相</th> <th>明度の推奨範囲</th> <th>彩度の推奨範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Rの場合</td> <td rowspan="2">2～7程度</td> <td>2程度以下</td> </tr> <tr> <td>YR～2.5Yの場合</td> <td>3程度以下</td> </tr> <tr> <td>その他の場合</td> <td></td> <td>1程度以下</td> </tr> </tbody> </table>	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	2～7程度	2程度以下	YR～2.5Yの場合	3程度以下	その他の場合		1程度以下
	使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲									
	Rの場合	2～7程度	2程度以下									
	YR～2.5Yの場合		3程度以下									
その他の場合		1程度以下										
歴史的まちなみの連続性を確保するため、古くから民家などに用いられた色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。												
大規模な建築物は、低層部は低い明度を、高層部はやや高めの明度を用いるなど、周囲との調和に配慮する。												

エ 素材	建築物の低層部には，伝統的に使用されてきた素材を使用するなど，周辺との調和に配慮する。
オ 緑化	歴史的まちなみに調和した緑化を行う。
カ その他	駐車場の道路に接する部分にまちなみに合わせた門，塀や生垣を設けるなど，周辺のまちなみと調和した沿道景観を形成する。

⑤眺望景観

	協議事項
ア 配置・規模	建築物・工作物は，主要な視点場から見える眺望を遮らないような規模・高さにする。

2) 土地の形質の変更等

土地の開墾その他の土地の形質の変更及び屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積に対する景観形成基準（協議事項）は、下表のとおりです。

<協議事項>

協議事項については、景観類型ごとに定めると下表のとおりです。

なお、景観類型の境界付近については、両方の協議事項が適用されます。

■市の特性による面的区分

①鈴鹿山脈及び山麓 ②丘陵地 ③平野部水田地 ④里山水田地

土地の開墾その他の土地の形質の変更	造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。
	行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
	擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
	長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
土石の採取又は掘採	採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないように場所を分割する。
	採取または掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。
	採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。
屋外における土石等の堆積	堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。
	堆積物が外部から見えないよう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。
	堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。

⑤住宅地 ⑥商業地 ⑦工業地

土地の開墾その他の土地の形質の変更	造成に際しては、現在の地形を活かしてできる限り造成量を減らす。
	行為地内にある良好な樹木、水辺を適切に保全することにより、良好な景観を維持する。
	法面は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、樹木による緑化を施すなど、周辺の景観と調和した修景を行う。ただし、当該法面が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
	擁壁の壁面緑化を進めるとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
	長大な擁壁は避け、擁壁を分割するなど、周辺への圧迫感を抑え、景観への影響を軽減する。
土石の採取又は掘採	採取または掘採する場所が道路などの公共の場所から見えやすいところを避けたり、地肌を大規模に露出させないように場所を分割する。
	採取または掘採する場所が目立ちにくいよう周辺を植栽により遮蔽する。
	採取または掘採後、周辺の景観と調和した緑化を図る。
屋外における土石等の堆積	堆積物は外部から見えにくい場所に堆積させたり、高さを低く抑えるなど、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。
	堆積物が外部から見えないう、敷地外周部に植栽や塀などを設置する。
	堆積物が外部から見られる場合は、高さや向きを揃えるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。

■市の個性を彩る景観軸

①河川 ②海岸

土地の開墾その他の形質の変更	擁壁は勾配を持たせたり、ひな壇状の形状とするなど、圧迫感を軽減させた上で、緑化ブロックなどを使用するとともに、前面に植栽帯を確保するなど、周辺の景観となじませるような修景を行う。ただし、当該擁壁が道路その他の公共の場所から容易に望見されることのないものである場合は、この限りでない。
----------------	---

■市の個性を彩る景観拠点

④歴史的・文化的景観資源

土地の開墾その他の形質の変更	歴史的・文化的景観資源（地域のシンボルとなる文化財など）の周辺では極力地形を改変しない。
----------------	--